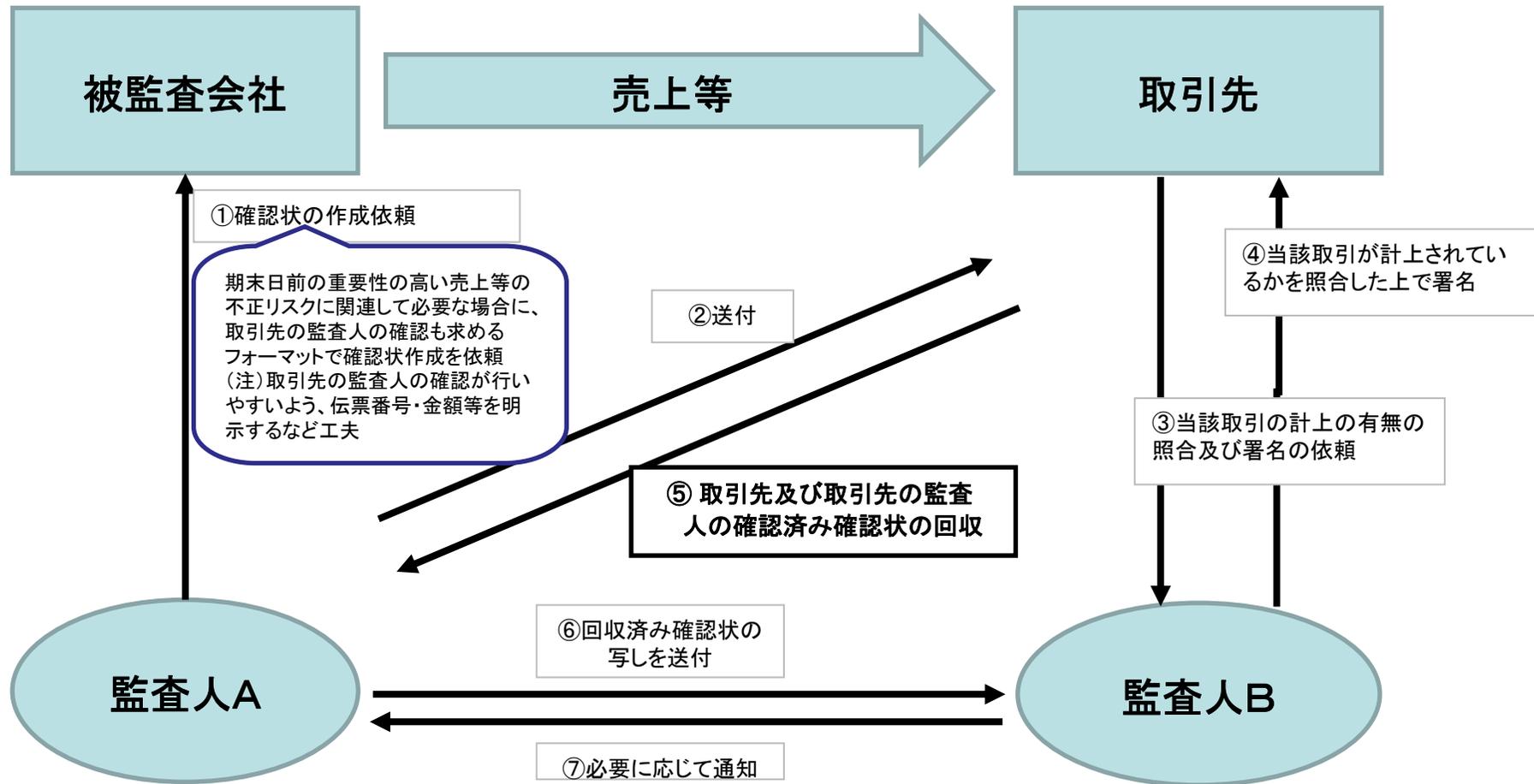
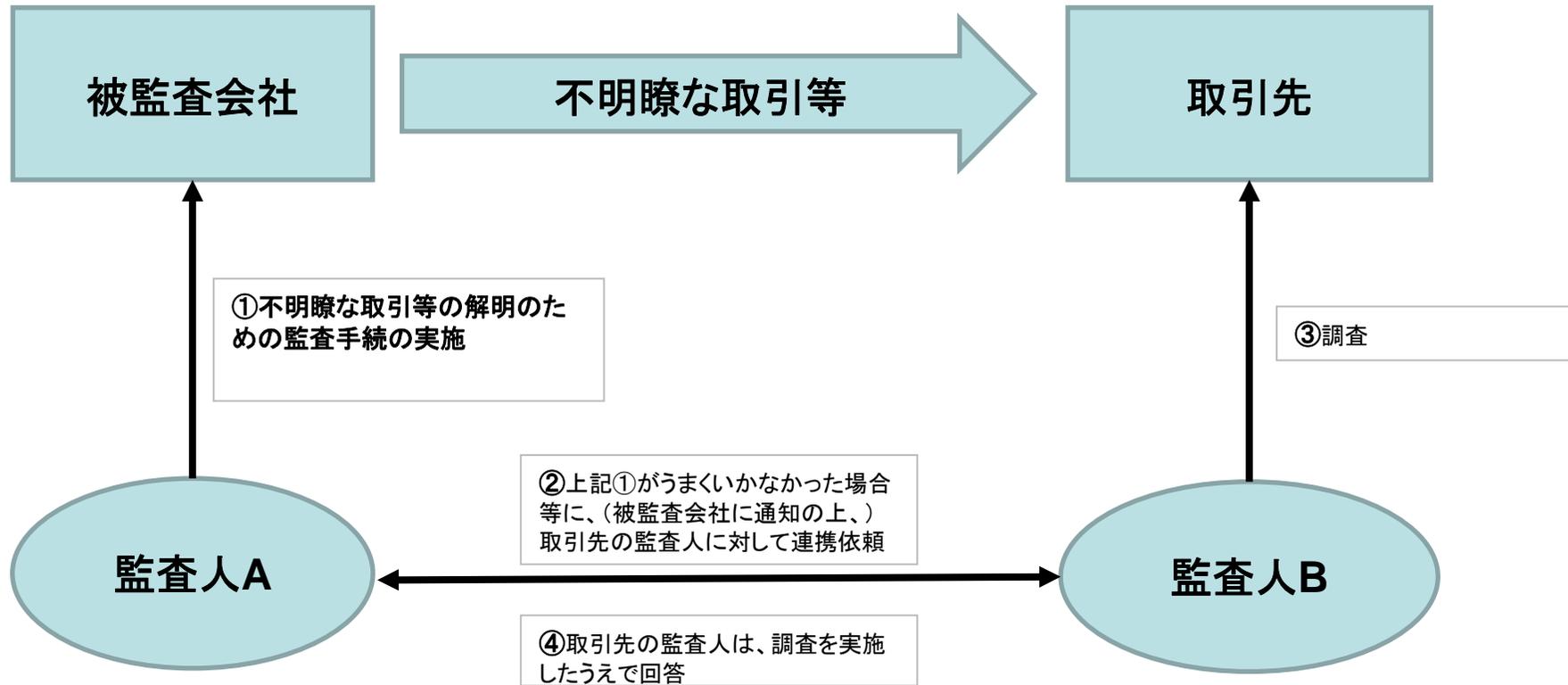


取引先の監査人との連携 (確認) (案)



取引先の監査人との連携（重要事項の問い合わせ）(案)

(スキーム2)



※ 本スキームの派生形として、被監査会社、取引先、監査人A、監査人Bによる4者会議を開催して、不明瞭な取引等についての確認を行う方法も考えられる。

※ 連携依頼の透明性を高めるために、監査人Aと監査人Bの間に第三者機関を介在させる方法も考えられる。

【前提】

(スキーム1とスキーム2に共通)

- 取引先の監査人Bは、監査人Aと同一法人の場合と別法人の場合がある。
- これらのスキームは、一定の要件に該当する場合に、必ずこれらの連携を行わなければならないということではなく、監査人がとることが可能な監査手続のオプションを示すものである。両スキームは、二者択一的なものではなく、状況に応じて使い分けることを想定。
- したがって、新基準(案)においては、例えば、「(監査人は)取引先の監査人との連携のあり方について検討しなければならない。」「(監査事務所は)取引先の監査人との連携のあり方について検討し、その方針を定めておかななくてはならない。」といった規定にすることが考えられる。
- さらに、具体的な実施方法等については、実務指針で定めることを検討。
- 依頼を受けた監査人Bが回答に応じなければならない義務については、実務指針で定めることを検討。

(スキーム1)

- この確認は、不正リスクに関連して必要な場合などに行うことが想定される。
- 監査人Bの実施する手続の具体的方法、確認状への回答方法等については、実務指針で定める。
- ④の監査人Bの行う手続は、基本的には、監査人Aの指定した取引等について、合理的な範囲内で取引先の(本社に備えられている)帳簿に計上されているかを確かめることで済むような事実関係の照合のみを想定。

- ④の監査人Bの署名は、時間的な制約を勘案し、監査人Bの法人内における審査等を経ずに署名を可とすることを検討。
- できるだけ定型的に署名入りの確認状を作成できるように、実務指針で様式を定める。その際、監査人Bについて、実務指針に定められた手続にしたがって「合理的な範囲内で帳簿との照合を行った結果について記載するものである。」といった定型文言を入れることが考えられる。

(スキーム2)

- この連携依頼を行うのは、スキーム1の帳簿との照合のみで済むような事実関係の確認ではなく、不明瞭な取引等の調査等の依頼であり、監査人Bに取引先の一定の調査が必要であるケースを想定。
- したがって、監査人Bの監査人Aに対する回答も定型的な事実関係の照合結果ではなく、調査した結果を具体的に記載して回答することになると考えられる。
- 監査人Bが法人としての見解を述べることになると考えられるため、回答に当たっては、監査人Bの法人内における一定の審査等を経た上で、回答を行うことになると考えられる。
- 監査人Aの実施する監査人Bへの連携依頼の方法、監査人Bの実施する調査の具体的方法、監査人Aへの回答方法等については、実務指針で定める。